

# 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(抜粋)

平成18年3月31日 岡山県規則第85号

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則)を次のように定める。

(趣旨)

第一条 指定障害福祉サービス事業者等の指定等については、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)、障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。第八条において「指定障害福祉サービス基準」という。)、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十三号)及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号。第三条において「費用告示」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(指定及び更新の申請)

第二条 法第二十九条第一項及び第三十二条第一項の指定の申請並びに法第四十一条第一項の指定の更新の申請は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者指定(更新)申請書(様式第一号)によらなければならない。

2 前項の申請書には、別表の上欄に掲げる事業者又は施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(届出)

第三条 費用告示に基づく届出は、介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第二号)によらなければならない。

(指定の変更の申請)

第四条 法第三十七条第一項及び第三十九条第一項の指定の変更の申請は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設指定変更申請書(様式第三号)によらなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事業者又は施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 指定生活介護事業者又は指定就労継続支援B型事業者 事業所の平面図及び写真、事業の実施に必要な設備、備品等を一覧にした書類、従業者の勤務の体制及び勤務形態を一覧にした書類並びに利用定員を記載した書類
- 二 指定障害者支援施設 建物の構造概要並びに平面図及び写真、建物の設備、備品等を一覧にした書類、利用者の推定数を記載した書類並びに従業者の勤務の体制及び勤務形態を一覧にした書類

(変更等の届出)

第五条 法第四十六条第一項及び第二項の規定による変更の届出は、変更届出書(様式第四号)によらなければならない。

2 前項の届出書には、変更事項に応じ知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 法第四十六条第一項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出は、廃止(休止、再開)届出書(様式第五号)によらなければならない。

4 事業の再開に係る前項の届出書には、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を一覧にした書類を添付しなければならない。

5 法第四十七条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(様式第六号)によらなければならない。

(公示)

第六条 法第五十一条の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業所の名称及び所在地(指定障害者支援施設に係る公示にあっては、施設の名称及び設置の場所)
- 二 申請者(指定障害者支援施設に係る公示にあっては、設置者)の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日(指定障害者支援施設に係る公示にあっては、指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日)
- 四 事業所番号
- 五 サービスの種類

(経由)

第七条 第二条から第五条までに規定する申請又は届出は、当該事業所の所在地を所管する県民局長(附則第四項において単に「県民局長」という。)を経由してしなければならない。

(身分を証する書類)

第八条 指定障害福祉サービス基準第十八条(指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第百三十六条、第百六十二条並びに第百七十一条において準用する場合を含む。)の規定により、指定居宅介護事業者、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、指定重度障害者等包括支援事業者、指定自立訓練(機能訓練)事業者又は指定自立訓練(生活訓練)事業者が従業者に携行させる身分を証する書類は、身分証明書(様式第七号)のとおりとする。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。  
(児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則の廃止)
- 2 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則(平成十四年岡山県規則第百十号)は、廃止する。  
(適用)
- 3 この規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前において行う指定障害福祉サービス事業者の指定等についても適用する。

(経路に関する経過措置)

- 4 施行日前において行う申請又は届出については、第五条の規定にかかわらず、県民局長を経由しないものとする。  
(身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部改正)
- 5 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十四年岡山県規則第百八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則の一部改正)

- 7 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十四年岡山県規則第百九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成一八年規則第一三九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - 一 身体障害者福祉法に基づく指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十四年岡山県規則第百八号)
  - 二 知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成十四年岡山県規則第百九号)

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

- 4 身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年岡山県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

- 6 知的障害者福祉法施行細則(昭和三十七年岡山県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成一九年規則第四八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
障害者自立支援法施行細則を次のように定める。

**【 様式は、県障害福祉課HPから最新のものをダウンロードしてご使用ください。 】**